

用語説明

<p>医療ソーシャルワーカー</p> <p>保健医療機関のソーシャルワーカー。社会福祉の専門的価値、知識および技術に基づいて、患者や家族が抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進をはかるなどの役割を担っている。</p>	<p>介護保険法</p> <p>要介護者(要介護状態にある65歳以上の方等)に対して、保健医療サービス、福祉サービスに係る保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>市町が主体となり、要支援者や要支援状態になる恐れが高い者に対して、介護予防事業や生活支援等のサービスをケアマネジメントに基づき、総合的・一体的に提供できる事業。介護予防、生活支援(配食、見守り等)など、総合的かつ多様なサービスの提供が可能。</p>	<p>成年後見制度</p> <p>判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、その人のために財産管理等の援助をしてくれる人(成年後見人)を付けてもらう制度。家庭裁判所が後見人を決定する。</p>	<p>短期入所(ショートステイ)</p> <p>児童や障害のある人、障害のある児童、高齢者の心身の状況や病状、その家族の病氣、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために短期入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービス。</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>定員29名以下の地域に密着した特別養護老人ホーム。常時介護が必要で、居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられる。</p>
<p>共生型サービス</p> <p>介護保険又は障害福祉のいずれかの指定サービス事業所(デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ等)がもう一方の制度を受けやすくする特例を設け、高齢者と障害児者が同一の事業所に共に利用できるように介護保険、障害福祉それぞれに位置付けたもの。</p>	<p>グループホーム(高齢者)(認知症対応型共同生活介護事業所)</p> <p>認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられるところ。</p>	<p>グループホーム(障害者)(共同生活援助)</p> <p>障害のある人が、主に夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を提供するサービスを受けられる。</p>	<p>富山型デイサービス</p> <p>富山から全国に発信した新しい形の福祉サービス。一般住宅をベースとした利用定員が概ね15人程度の家庭的な雰囲気の中で(小規模)、高齢者、障害のある人、子ども等、利用者を限定せず誰でも受け入れ(多機能)、身近な住宅地の中に立地し、地域との交流が多い(地域密着)のが特徴。</p>	<p>日中一時支援</p> <p>日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。</p>	<p>認知症キャラバン・メイト</p> <p>認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講することが必要。</p>
<p>ケアハウス</p> <p>高齢者が入居し、低料金で食事や日常生活上のサポートを受けられるところ。</p>	<p>ケアマネジャー(介護支援専門員)</p> <p>介護保険利用者の相談に応じて、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービス事業所との連絡・調整等を行う専門職。</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅(サ付、サ高住)</p> <p>高齢者住まい法に基づく、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。</p>	<p>認知症サポーター</p> <p>厚生労働省の認知症対策事業の一環である「認知症サポーター養成講座」を受講した人。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。認知症サポーターには、認知症を支援する連繋の印としてブレスレット(オレンジリング)が支給される。</p>	<p>放課後児童クラブ</p> <p>保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後等に遊びや生活の場を与え、健全育成を図っている。</p>	<p>放課後等デイサービス</p> <p>学校に就学している障害のある児童に、授業の終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するために必要な援助を行うサービス。</p>
<p>社会福祉士</p> <p>社会福祉業務に携わる専門職。専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障があるもの福祉に関する相談に応じ、助言、指導等を行う。</p>	<p>主任ケアマネジャー(主任介護支援専門員)</p> <p>ケアマネジャーの業務について十分な知識・経験を有し、介護の必要な高齢者や障害のある人に対して適切な介護計画を立て、十分なサービスを提供するために必要な知識・技術を修得したケアマネジャー。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)</p> <p>障害のある人が障害の程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常生活を総合的に支援するための法律。</p>	<p>訪問看護ステーション</p> <p>病氣や障害のある人が住み慣れた地域や家庭でその人らしく療養生活を送れるよう、看護師等を生活の場へ派遣して、看護ケア等のサービスを提供する機関。</p>	<div data-bbox="1921 1142 2664 1908" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">介護・認知症への取組 介護マーク</p>  <p>静岡県では、認知症の人と家族の会とのタウンミーティング(意見交換会)の中で、「外出先で付き添う際に、周囲から誤解や偏見を受けることがあるため、介護していることがわかるようなマークを作ってほしい」という要望が寄せられたのを機に、全国で初めて介護マークを作成し、平成23年から県内の市町等で配布しています。また、この取組は平成30年1月1日現在、全国512市区町村に広がっています。</p> <p>活用例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外出先で夫が認知症の妻のトイレに付き添うとき ● 男性介護者が妻の下着を購入するとき ● 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき <p>※障害のある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください。</p> <p>普及啓発の取組</p> <p>ポスターやチラシの掲示や、研修時における介護マークの説明など、可能な範囲で普及に協力していただける民間の事業所を、「介護マーク普及協力事業所」として指定しています。これまで、介護や福祉の事業所のみならず、スーパーやコンビニ、銀行、信用金庫、郵便局、鉄道、高速道路、生命保険など様々な事業の事業所を指定しました。</p> </div>	
<p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>「通い」を中心に、利用者の洗濯に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、多機能なサービスを提供するところ。</p>	<p>小規模保育事業所</p> <p>0~3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数の保育を行う施設。</p>	<p>児童発達支援</p> <p>障害のある児童を対象とした通所支援の一つ。障害のある児童が、児童発達支援センターなどに通い、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行う。</p>	<p>有料老人ホーム</p> <p>高齢者が入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、食事の提供、そのほか日常生活上の便宜としての洗濯・掃除等の家事、健康管理を行うところ。</p>		
<p>自立訓練</p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害のある人に、施設または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練や支援、相談等を提供するサービス。</p>	<p>生活介護</p> <p>常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、施設において入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供するサービス。</p>	<p>精神保健福祉士</p> <p>精神障害のある人の保健及び福祉業務に携わる専門職。専門的知識及び技術をもって、精神障害のある人の社会復帰に関する相談援助を行う。</p>	<p>幼保連携型こども園</p> <p>幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす施設。幼保連携型のほかに認可幼稚園が保育所的機能を備える幼稚園型、認可保育所が幼稚園的機能を備える保育園型などがある。</p>		